

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

| | | | |
|------------------|------------------|-----|-----|
| 連 結 年 度 | 結 業 年 度 | 法人名 | () |
|------------------|------------------|-----|-----|

| 当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 の 計 算 | | 連 結 所 得 基 準 額 を 別 連 結 留 保 の 控 除 額 と す る 場 合 | | 連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算 | |
|--|----|--|----|---|----|
| 個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「46の 」) | 1 | 個 別 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二付表「41の 」) | 24 | 円 | |
| 連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額 | 2 | 分 割 前 事 業 年 度 等 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表四の二付表「8の 」) | 25 | | |
| 連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額 | 3 | 受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八の二「26」) | 26 | | |
| 前 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(5)) | 4 | 法 人 税 額 の 還 付 金 等 (過 誤 納 及 び 中 間 納 付 額 に 係 る 還 付 金 を 除 く。) (別表四の二付表「23の 」及び「26の 」) | 27 | | |
| 当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。) | 5 | 新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(二)「42」のうち帰せられる金額) | 28 | | |
| 連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ないものとした場合に法人税の 減 少 額 と し て 収 入 す べ き 金 額 | 6 | 沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(一)「9」又は「12」のうち帰せられる金額) | 29 | | |
| 連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ないものとした場合に法人税の 負 担 額 と し て 支 出 す べ き 金 額 | 7 | 収 用 等 の 場 合 等 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十の二「18」、「31」、「34」及び「37」 のうち帰せられる金額又は「40」) | 30 | | |
| 別 表 一 の 二 (一)「5」、「7」及 び 「10の外書」のうち帰せられる金額 | 8 | 肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(六)「22」のうち帰せられる金額) | 31 | | |
| 個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 | 9 | 個 別 課 税 済 留 保 金 額 (別表十七(二)の二)「35」) | 32 | | |
| 個 別 欠 損 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 | 10 | 個 別 課 税 対 象 留 保 金 額 (別表十七(二)「40」) | 33 | | |
| (8) + (9) - (10) - (別表一の二(一)「11」のうち 帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「14」 - 別表六の二(四)付表「16」 - 別表六の二(七) 「15」 - 別表六の二(八)「12」 - 別表六の二(九) 「8」 + (14) - 別表六の二(十)「16」 - 別表六の 二(十一)「23」 - 別表六の二(十二)「22」 | 11 | 連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 (24) + (25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) - (33) | 34 | | |
| 住 民 税 額 ((8) 又は (11) の い ず れ か 多 い 金 額) × 20.7% | 12 | 留 保 金 個 別 帰 属 額 が 有 る 連 結 法 人 の 連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 の 合 計 額 ((13) の 金 額 が 有 る 連 結 法 人 の (34) の 合 計 額) | 35 | | |
| 当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (1) + (4) - (5) + (6) - (7) - (12) | 13 | 課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 連 結 所 得 等 の 金 額 (別表三の二「27」) | 36 | | |
| 連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 | 14 | 課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 所 得 基 準 額 (別表三の二「28」) | 37 | | |
| 同 上 の 25% 相 当 額 | 15 | 個 別 所 得 基 準 額 (37) × (35) 又は (36) の い ず れ か 多 い 金 額 | 38 | | |
| 期 首 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)付表「25の 」) - (4) | 16 | 基 準 個 別 留 保 金 額 (13) - ((23)、(38) 又は 0) | 39 | | |
| 期 中 増 減 適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 | 17 | 連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算 | | | |
| 適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 | 18 | 年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((39) 又は (3,000万円 × 12) の い ず れ か 少 ない 金 額) | 40 | 円 | 円 |
| 期 末 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (16) + (17) - (18) | 19 | 年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (((39) - (40)) 又は (1 億 円 × 12 - (40)) の い ず れ か 少 ない 金 額) | 41 | (40) の 10% 相 当 額 | 43 |
| 個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 (15) - (19) | 20 | 年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (39) - (40) - (41) | 42 | (41) の 15% 相 当 額 | 44 |
| 留 保 金 個 別 帰 属 額 が 有 る 連 結 法 人 の 個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 の 合 計 額 ((13) の 金 額 が 有 る 連 結 法 人 の (20) の 合 計 額) | 21 | 連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算 | | | |
| 課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 積 立 金 基 準 額 (別表三の二「15」) | 22 | 連 結 個 別 留 保 税 額 (43) + (44) + (45) | 46 | 円 | 円 |
| 個 別 積 立 金 基 準 額 (22) × (21) 又は (22) の い ず れ か 多 い 金 額 | 23 | 各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (46) の 合 計 額) | 47 | 連 結 留 保 税 額 (別表三の二「38」) | 48 |
| 連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算 | | 連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算 | | | |
| 年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((39) 又は (3,000万円 × 12) の い ず れ か 少 ない 金 額) | 40 | 連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 (48) × (47) (46) | 49 | 円 | 円 |
| 年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (((39) - (40)) 又は (1 億 円 × 12 - (40)) の い ず れ か 少 ない 金 額) | 41 | | | | |
| 年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (39) - (40) - (41) | 42 | | | | |
| 連 結 個 別 留 保 税 額 (43) + (44) + (45) | 46 | | | | |
| 各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (46) の 合 計 額) | 47 | | | | |

別表三の二付表の記載の仕方

- この明細書は、法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかっこの中に記載します。
- 各連結法人において令第9条の2第1項第3号（連結利益積立金額）に掲げる金額が生じた場合には、当該金額を「個別留保所得金額（別表四の二付表「46の」）1」の欄の上欄に内書として記載します。
この場合には、

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|
| 「 | 当 | 期 | 留 | 保 | 金 | 個 | 別 | 帰 | 属 | 額 | 13 | 」 |
| + | - | + | - | - | | | | | | | | |

の欄の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「1」から減算して計算します。
- 「連結法人間配当等の当期支払額2」の欄は、その支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。）にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当該連結事業年度に支払う配当等の額（令第155条の23第1項（連結留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額をいいます。以下同じです。）を記載します。
- 「連結法人間配当等の当期受取額3」の欄は、その支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当該連結事業年度に受け取る配当等の額を記載します。
- 「当期末配当等の額5」の欄は、（連結法人間配当等の額を除く。）
法第81条の13第3項の規定の適用を受ける剰余金の配当又は利益の配当により減少する法第2条第18号の3に規定する連結個別利益積立金額を記載します。
- 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額6」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項第1号（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定の適用がないものとして同条の規定により計算した同項に規定する収入すべき金額を記載します。
- 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額7」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項第1号の規定の適用がないものとして同条の規定により計算した同項に規定する支出すべき金額を記載します。
- 「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額9」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個別所得金額に令第155条の25第1号（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。
- 「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額10」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額に令第155条の25第1号の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。
- 「(8) + (9) - (10) - (別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「14」 - 別表六の二(四)付表一「16」 - 別表六の二(七)「15」 - 別表六の二(八)「22」 - (別表六の二(九)「8」 + 「14」) - 別表六の二(十)「16」 - 別表六の二(十一)「23」 - 別表六の二(十二)「22」11」の欄は、平成20年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、「(8) + (9) - (10) - (別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「14」 - 平成20年改正前の別表六の二(四)付表一（旧別表六の二(四)付表一）「21」 - 別表六の二(七)「15」 - 別表六の二(八)「22」 - 平成20年改正前の別表六の二(七)（旧別表六の二(七)）「22」 - 別表六の二(十)「16」 - 別表六の二(十一)「23」 - 別表六の二(十二)「22」11」と読み替えて計算した金額を記載します。